

諮問番号：令和2年度諮問第39号

答申番号：令和2年度答申第46号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、住宅費の支払いができず、生活できる家がなくなるため、原処分（生活保護廃止処分）は違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

#### 2 処分庁の主張の要旨

請求人は、令和2年4月1日には大学の学生としての身分が発生していると解されるところ、同日をもって、生活保護法（以下「法」という。）第4条第1項に定める保護の要件を欠くといわざるを得ないことから、原処分は、適法かつ正当なものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 保護の処理基準において、大学等に就学するものについては、保護上は世帯分離措置によって取り扱うこととされ、また、大学で就学している者で、病気のために入院し働くことができない者に対しては、通常の手続により保護するとともに、休学等の手続をとり授業料その他の負担を免れるよう指導すべきであるとされているところ、請求人は、令和2年3月5日付けで単身世帯となっていたことから、世帯分離の対象とはならず、また、請求人には、原処分当時、病気のために入院し働くことができなかったような特別な事由も見当たらない。

また、保護の処理基準において、保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められ、保護の居住地とは、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいうとされているところ、請求人は、同月9日に他市内の住所へ住民登録を移していること、同日及び同月12日に処分庁の職員が請求人へ連絡した際に他市にいることを自ら認めていること等の事情を勘案すると、原処分の時点で、請求人は、既に処分庁の所管する区域外に居住地を移してお

り、処分庁の所管する区域内に居住事実がなかったものと認められる。

したがって、請求人は、前記の保護の処理基準に照らし、大学の学生の身分が生じると同時に保護の要件を欠くことが明白であったと認められることに加え、処分庁は、原処分の時点で、請求人に対する保護の実施責任を有していなかったと認められることから、原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和3年2月8日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月16日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている（法第4条第1項）。また、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者等に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている（法第19条第1項）。

また、保護の廃止の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められており、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所（要保護者の属する世帯の生計の本拠となっている場所であって、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所）をいうとされている。

そこで本件についてみると、請求人は、令和2年4月1日から処分庁の所管する区域外に所在する大学の学生となる予定であるが、当該大学の入学式や授業の開始時期が遅れる予定であるため、処分庁の所管する区域内において保護を受給したい旨を主張しているものと解される。しかしながら、請求人は同年3月9日に処分庁の所管する区域外である他市（大学の所在地とは異なる市）内の住所へ住民登録を移していること、請求人は同日及び同月12日に処分庁の職員が請求人へ連絡した際に当該他市にいることを自ら認めていること、原処分が行われるまでに請求人から処分庁に投函された郵便物は当該他市から投函されたものであることなど、処分庁の所管する区域内に請求人の居住実態がないことが認められる。なお、同月30日に処分庁の職員が請求人の居宅を訪問した際、玄関ドアの郵便受けが塞がれて不在であったことも認められる。

以上のとおり、処分庁の所管する区域内に請求人の居住実態が認められないので、処分庁は、請求人の保護の実施責任を有するものとはいえない。

したがって、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子